

第3章

第2期計画における

取組の成果と課題

この章では、第2期登別市地域福祉計画の計画期間である平成28年度から令和3年度までの取組内容について、「登別市の地域福祉に関するアンケート調査」の結果等をもとに、成果と課題を整理しています。

1 共に支え合うまちづくり

<目標の考え方>

誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に支え合う福祉の基盤をつくることを目標としています。

■ 1-1 これまでの取組成果

市は、社協と協働して地域で支援が必要な方に対する見守り・安否確認に加え、様々なサービスや制度への繋ぎを行う支援体制を強化してきました。

また、必要に応じて社協や民生委員児童委員、地域包括支援センター（※5）、総合相談支援センターと連携し、見守り支援や支援ニーズの把握を行ったほか、町内会等の小地域を単位とした見守り・支え合い・助け合いを行う小地域ネットワーク活動（※6）を推進する社協を支援してきました。

※5 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護事業」「総合相談支援事業」「包括的・継続的ケアマネジメント事業」などを行う。本市には、あおい（愛桜）、ゆのか、「けいあい」の3つの地域包括支援センターがある。

※6 小地域ネットワーク活動

町内会等を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支援が必要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う活動。社協で活動の支援を行っている。

●ノーマライゼーション理念（※7）の普及

福祉意識の啓発のため、市が行う認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座をはじめ、社協が行う出前福祉講座など、市広報紙を活用しながら福祉について理解及び学習する機会を増やしました。

●福祉推進体制の強化

町内会等と社協が連携し、町内会等単位による小地域ネットワーク活動を展開しながら、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えを必要とする方々の生活を見守り、支え合う隣人同士の助け合い活動を推進しました。

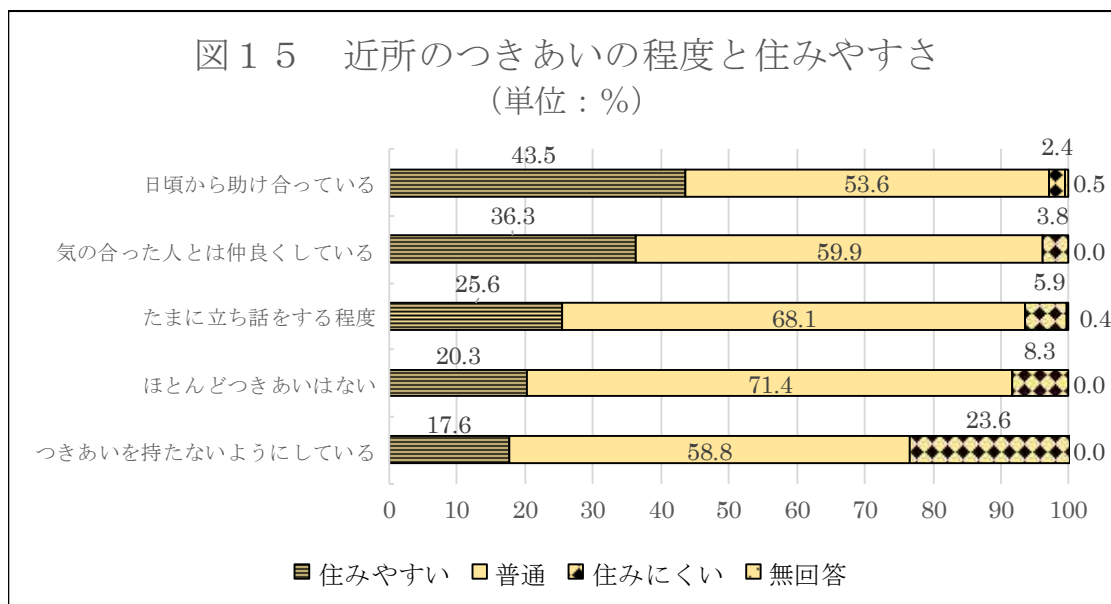
●地域福祉活動の推進

地域福祉計画ときずな計画の策定等を通して、社協との連携・協働による推進方法や互いの役割などについて検討を進めました。

また、市民のボランティア活動を促進するため、社協と連携し、ボランティア活動の担い手を育成していく体制の整備を図りました。

■ 1-2 アンケートの結果

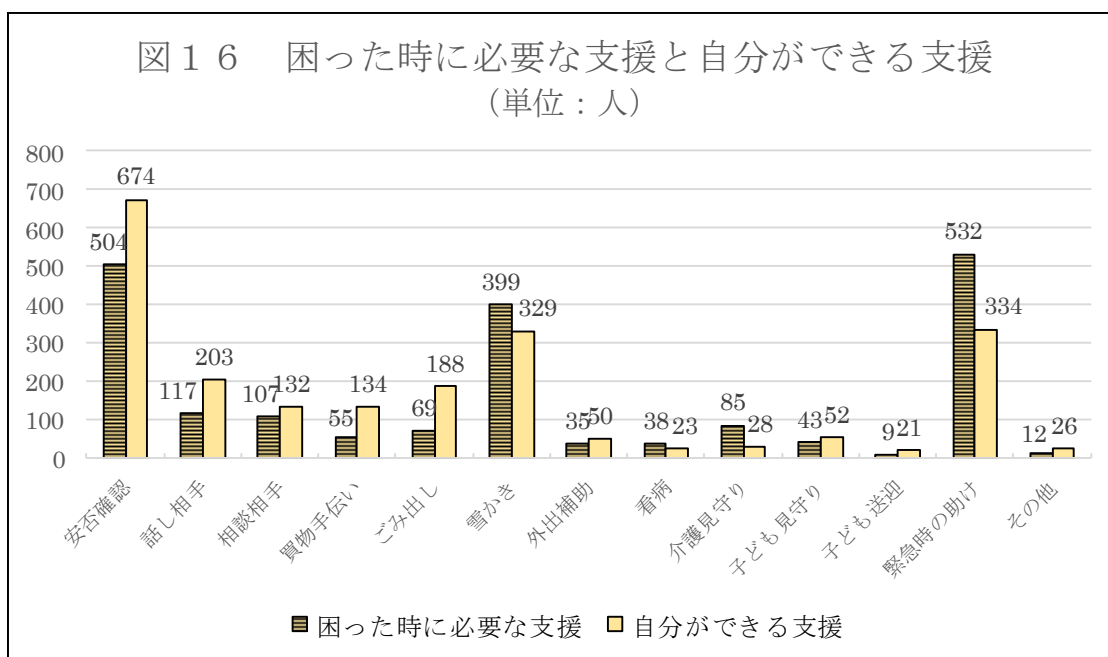
「近所とのつきあいはどの程度ですか」という問いと「登別市は住みやすいまちですか」という問いの回答を組み合わせたところ、「近隣住民とは日頃から助け合っている」と答えた方は、「登別市は住みやすい」と答える割合が高いという結果になりました。



※7 ノーマライゼーション理念

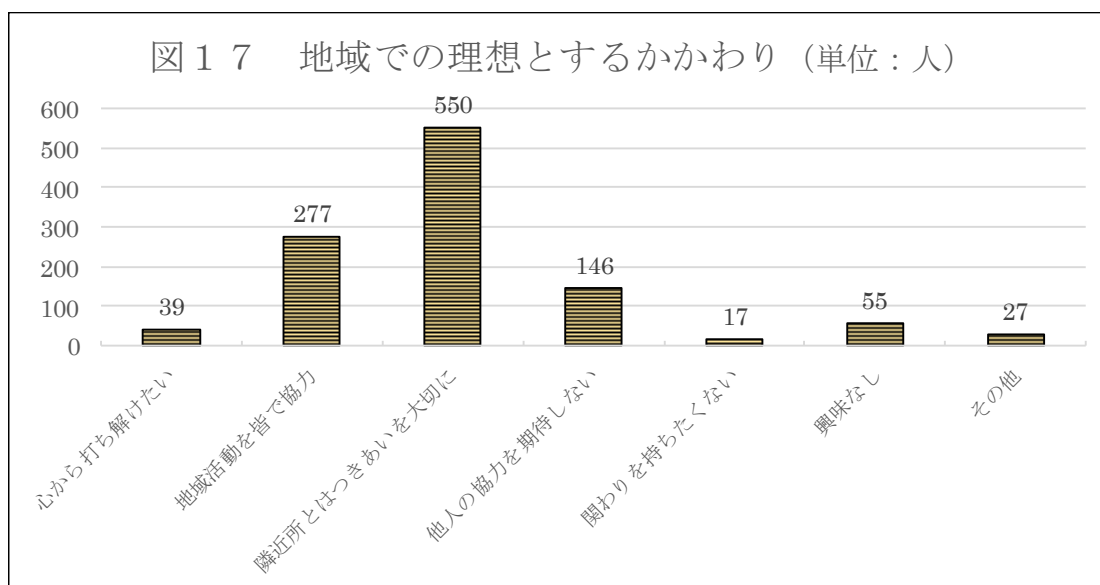
高齢者や障がい者などを特別視せず、互いに助け合いながら、すべての人が共に暮らしていくことが正常な社会のあり方であるとする考え方。本計画では、すべての人が、地域の一員として「共に支え」・「共に歩む」という考え方としました。

また、困った時に必要な支援と自分ができる支援は、ともに「安否確認の声かけ」「緊急時・災害時の手助け」「雪かき」が多い結果となりました。

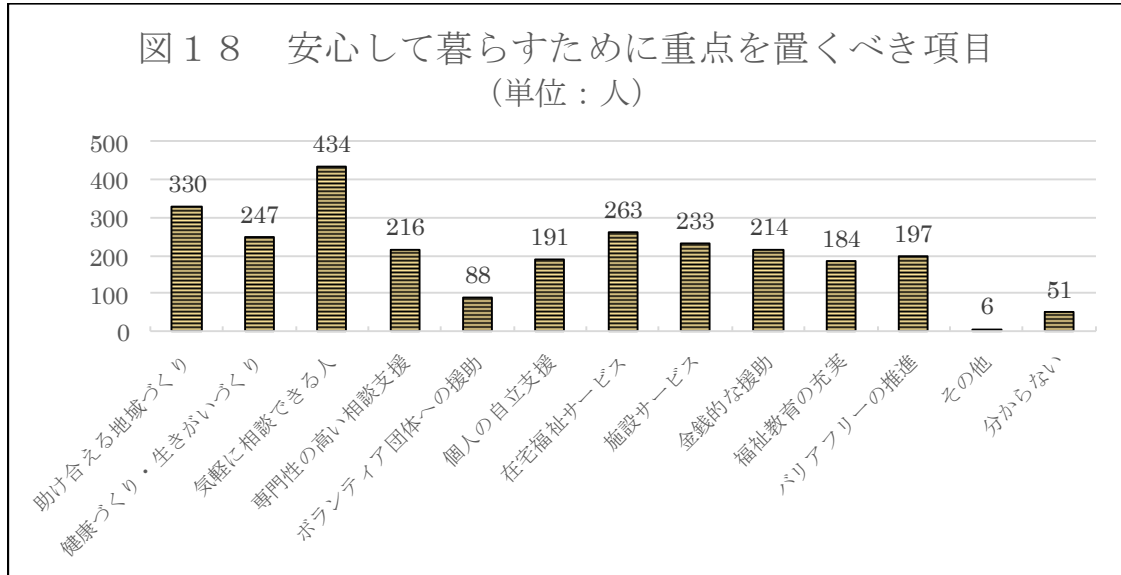


「地域での人と人のかかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください」という問いに対して、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」という回答が最も多い結果となりました。

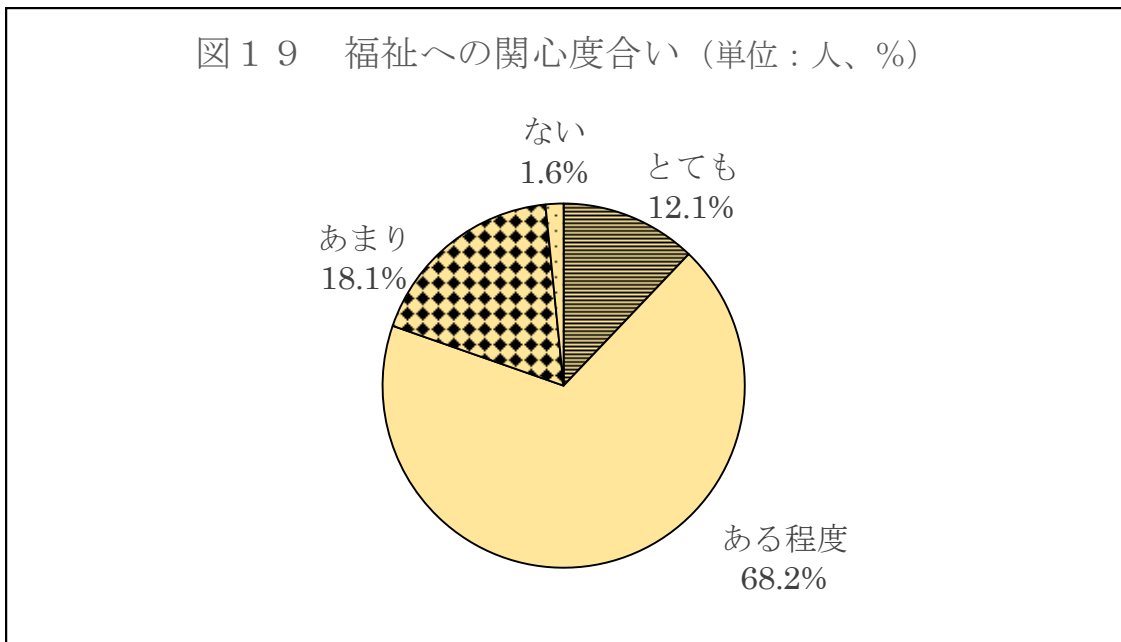
次に多かった回答が「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」で、近隣住民同士やボランティアでの支援を行う「互助」の考え方が、個人の意識として根付いていると考えられます。



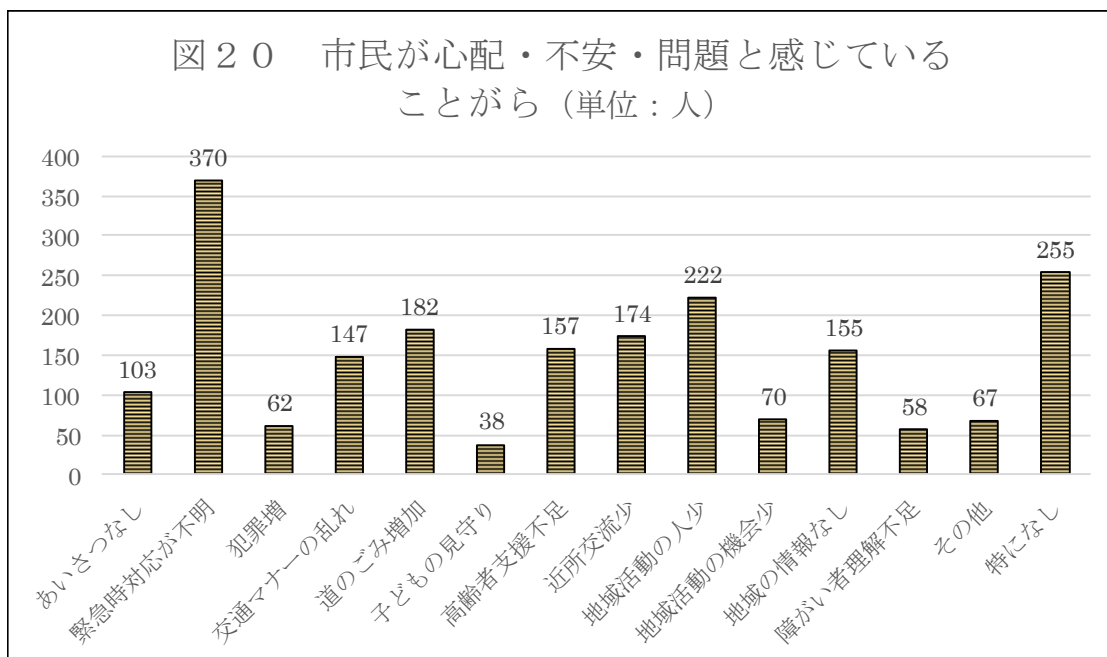
「市民が住み慣れた地域・まちで安心して暮らしていくために、どのような福祉に重点を置くべきだと思いますか」という問いに対し、「気軽に相談できる人・窓口、集まれる場の充実」という回答が最も多く、次に「市民がお互いに支え合い、助け合える地域づくりの推進」という回答が多い結果となりました。



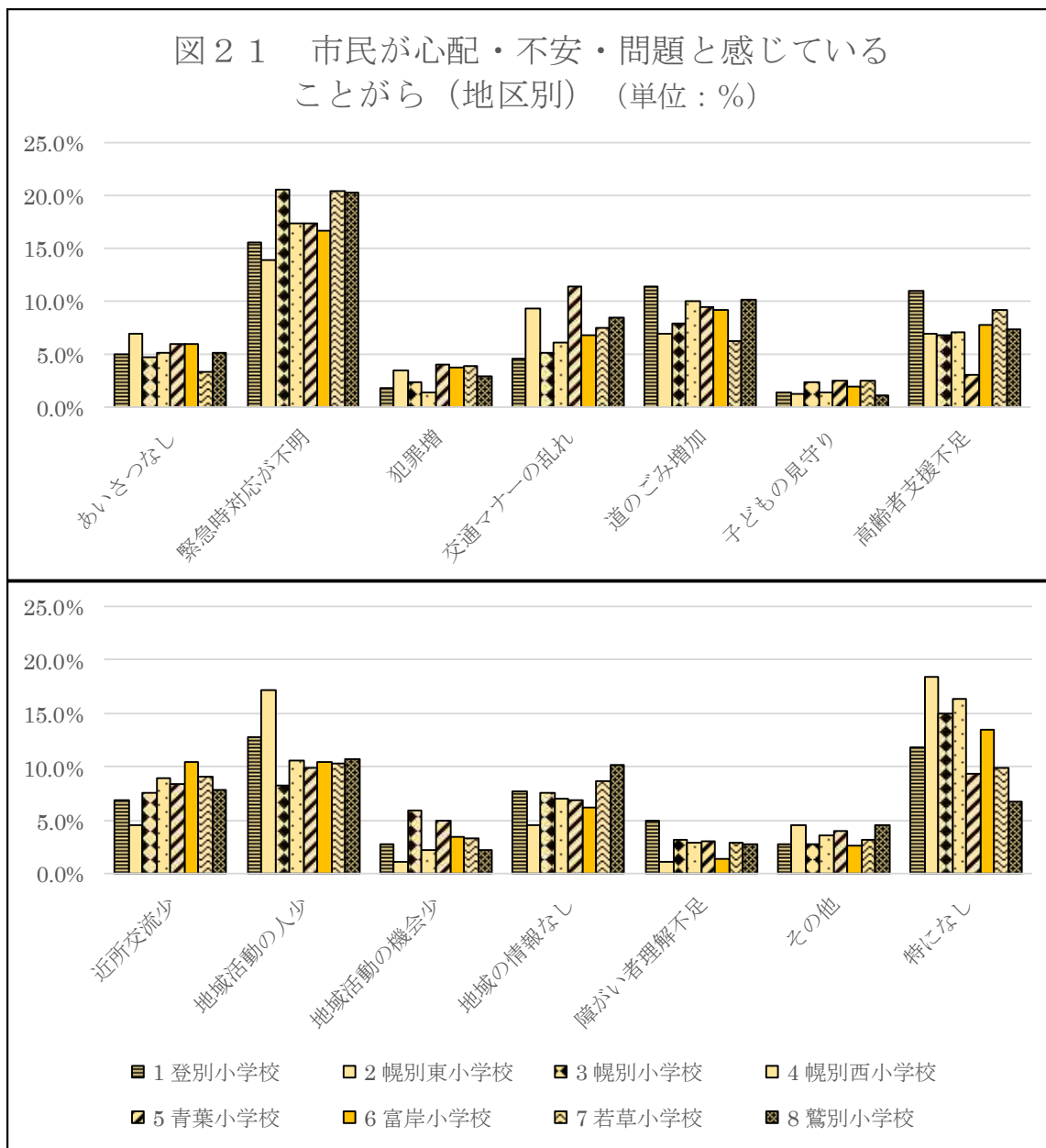
「あなたは「福祉」に関心をお持ちですか」という問いに対しては、「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた方の合計が80%を超えました。



市民が心配・不安・問題と感じていることがらについて、全体では「緊急時の対応体制が分からない」が最も多く、次いで「地域の活動に参加する人が少ない」「道ばたのごみの増加」「隣近所との交流が少ない」が挙げられました。



市民が心配・不安・問題と感じていることがらを地区別に見ると、「緊急時の対応体制が分からない」は幌別小学校区などで、「交通マナーの乱れ」は青葉小学校区で、「地域の活動に参加する人が少ない」は幌別東小学校区で特に問題視される一方、「高齢者のみの世帯の支援がなされていない」は青葉小学校区で、「地域活動に参加する機会が少ない」は幌別東小学校区であまり問題視されていないなどの傾向が見られました。



■ 1-3 課題

これからの福祉のまちづくりは、様々な機関が行うサービスの拡充のみではなく、地域の中で地域の方が問題・課題を的確に捉え、自らまたは広く協力を得ながら「共に」解決する仕組みづくりと、地域の方と関係機関の意識の醸成が必要であり、多くの方や機関が時間と努力を積み重ねていかなければなりません。

また、地域の中での助け合いを進めていく中で、住民の中にはご近所付き合いが苦手もしくは興味のない方もいることがアンケートから見えてきます。地域への溶け込みが難しい方に対しては支援も、また支援する側とさせていただくことも困難な状況が想定されますので、関心や理解を得るためにも幅広い助け合いの入口を設けることが必要となります。

事業を幅広く実施するためには、多くの人に関わりが必要となりますので、複数の団体が連携して関係する等の工夫が必要となります。また、事業の実施者を機関にのみ求めるのではなく、地域や地域の各機関が大きな目的を共有しながら人手や費用を負担することを検討することで事業実施が容易となります。

図16の「困った時に必要な支援と自分ができる支援」で回答者が多かった「安否確認」、「雪かき」、「ごみ出し」、「緊急時の助け」について、「困った時に必要な支援」と同程度以上に「自分ができる支援」と回答した方がいました。

これからの取組の構築に当たっては、自ら支援にまわることができるという声をいかに多くお聞きし、無理なく支え手となっていただくかが課題となります。取組を進める際には、支え手となった方が負担を押しつけられたと感じて支援をやめてしまうことがないように、支えられる側も過度な要求をしないなどの配慮が必要となります。

今後の地域福祉を担う人材の確保のため、福祉に関心がある方が実際に福祉活動に参加したいという意欲を持たせるような情報提供を行うなど、取組に工夫が必要です。

また、登別市地域福祉計画の評価や検証を行うとともに、社協や関係機関との協議を重ねることによって役割を整理し、連携・協働しながら地域福祉を推進していくことが必要です。

2 のびやかな人生が息づくまちづくり

<目標の考え方>

住み慣れた地域でいきいきとした生活を送る高齢者を増やすことを目標としています。

■ 2-1 これまでの取組成果

市では、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な考え方や高齢者福祉、介護保険事業の方向性を示すとともに、目指すべき取組などを位置づけ、介護保険事業の安定的運営を図るため「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●長寿社会の基盤づくり

社協を中心として、高齢者の生きがいつくりや仲間づくりを促進する、ふれあい・いきいきサロン（※8）推進事業を展開しました。これまで多くの方がサロンに参加しており、継続して、サロンを主体的に運営する人材の育成を行いながら、住民相互の支え合いや包括的支援を行いました。

住民主体の通いの場が継続して実施できるよう、地域のリハビリテーション専門職を派遣し、リーダーの育成や新たな介護予防の取組を紹介するなどの支援を行うとともに、通いの場や介護予防教室等において健康に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うことで、高齢者の健康保持に努めました。

また、地域包括支援センターの運営により介護予防ケアマネジメント（※9）を行うとともに介護保険制度の周知や利用に関する相談体制の充実を図りました。

●高齢者福祉の充実

認知症高齢者等のはいかいに対応するため、「はいかい高齢者等SOSネットワーク（※10）」により、地域住民や関係機関と連携・協働する仕組みづくりを進めました。

※8 ふれあい・いきいきサロン

地域住民が運営主体となり行う、地域で生活している高齢者等が気軽に集まることができる仲間と生きがいつくりの場。社協で、活動の支援を行っている。

※9 ケアマネジメント

介護の必要な障がい者や高齢者に適切な自立計画や介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

※10 はいかい高齢者等SOSネットワーク

行方不明となった認知症高齢者等の家族の精神的負担を軽減するため、地域の協力を得て早期に発見し、保護するための事業。

また、令和7年には65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と推計される状況を受け、地域包括支援センター・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム等、関係機関の連携体制の強化により認知症等に対する支援体制を充実させました。

また、当市の介護保険やフレイル（※11）予防などの取組について、「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトなどを通じて周知を行いました。

令和2年度には高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう市内2カ所目となる小規模多機能型居宅介護施設を整備するなど、介護保険サービス基盤の充実に努めました。

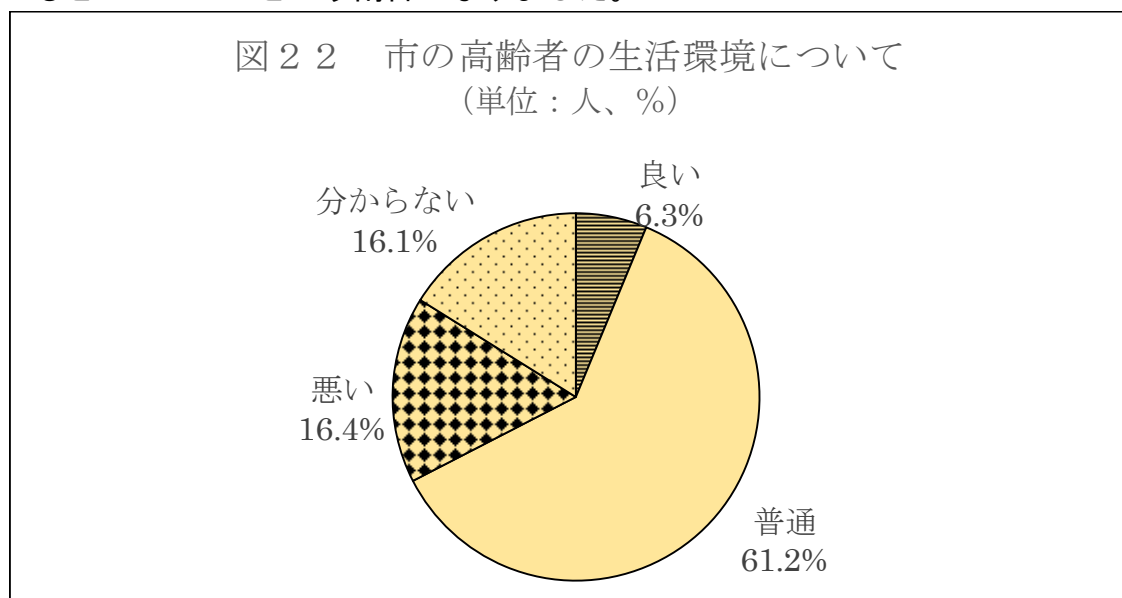
●介護サービスの充実

介護サービス事業者への支援・指導や介護従事者の研修機会の確保などにより介護保険サービスの質の向上に取り組み、高齢者が安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、質の高いサービスの提供に努めました。

また、介護人材の育成及び介護保険事業者との連携により、利用者に対応した質の高いサービスの充実に努めました。

■2-2 アンケートの結果

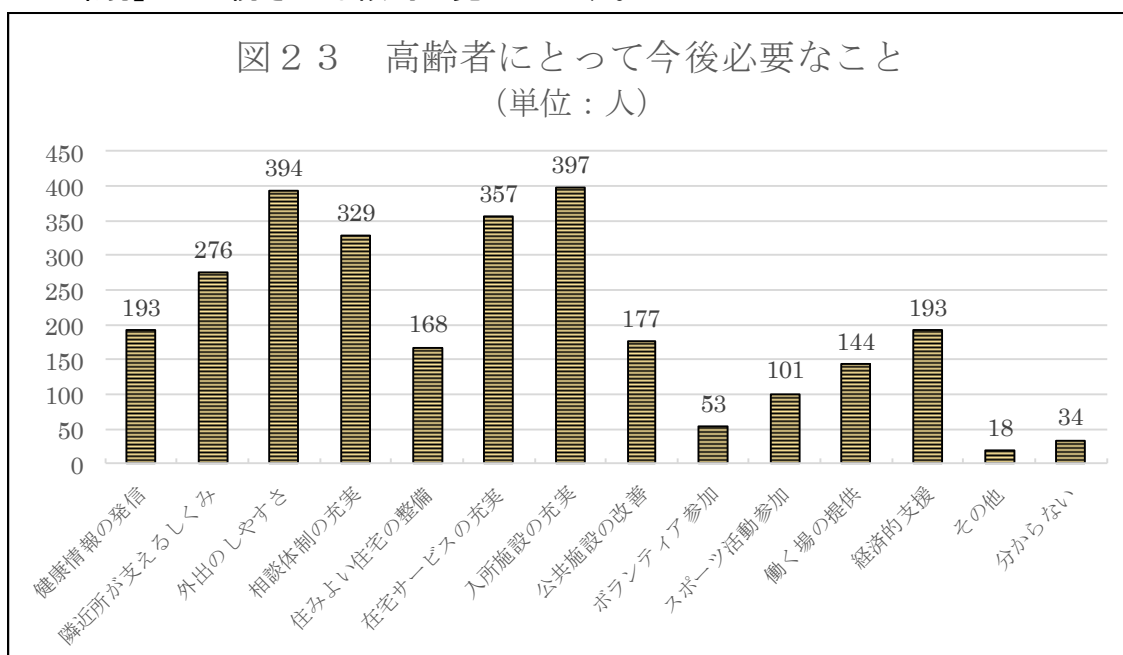
「登別市の『高齢者が安心して暮らせる環境』について、どのように感じていますか」という問いに対して、「良い方だと思う」「普通だと思う」を合わせると67.5%という割合になりました。



※11 フレイル

加齢により心身の活力（筋力や認知機能など）が低下し、要介護状態になるリスクが高い状態。要介護状態になると回復が難しくなるが、早くから予防をすればフレイルから元の健康な状態に戻ることが可能。

「高齢者の人たちが住みよいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対しては、「入所施設の充実」との答えが最も多い結果となりました。第2期計画策定時よりも「外出・買い物がしやすい環境」が重視される傾向が見られます。



■ 2-3 課題

高齢化率が上昇を続け、令和7年には40%になると推計される中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らしていけるよう地域住民、関係機関・団体、事業者、行政が互いに連携・協力して地域包括ケアシステム（※12）を深化・推進し、高齢者が社会参加や健康維持に主体的に取り組み、生きがいを感じることでできる長寿社会の基盤づくりに取り組む必要があります。

地域包括ケアシステムの深化に当たっては、人口の半分近くが支えられる側の年代である現状において、「若い人たち」に過度な負担がかかれば社会全体の疲弊につながりかねないことを、支える側にも支えられる側にも繰り返し周知していく必要があります。

また、高齢者が介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を維持できるよう、介護保険制度に関する情報提供や、地域の高齢者福祉施設や在宅で受けられるサービスの充実が必要です。

※12 地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、自治体が地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げる、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

3 健康を守り育てるまちづくり

<目標の考え方>

自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を延ばすことを目標としています。

■ 3-1 これまでの取組成果

市では、国の基本方針及び北海道健康増進計画を勘案して、子どもの頃からの規則正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図り、子どもから高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進し、健康で心豊かに暮らす社会を実現するため、登別市健康増進計画「健康のぼりべつ21」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●健康づくり意識の確立

健康教室や「食育」の推進、食生活に関する学習機会の提供など普及啓発を通じて健康づくり意識の醸成を図りました。

また、市民の健康意識の普及啓発を図るため、健康に関する講演会の開催や、必要に応じて「健康通信きらり」等での疾病予防・早期発見に対する情報提供に取り組みました。

●保健予防活動の充実

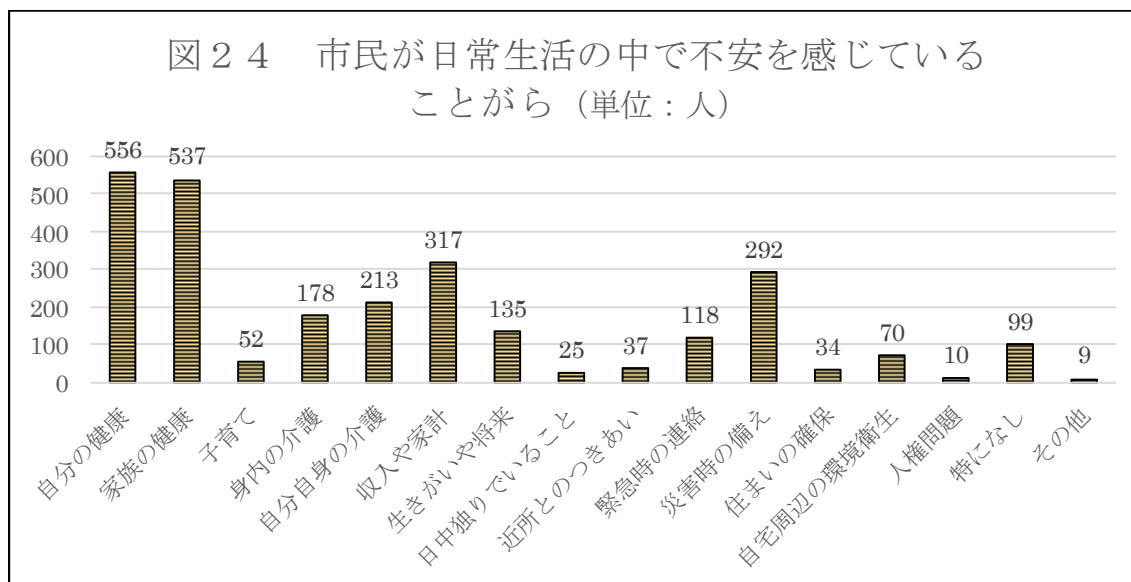
早い時期から健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通じてこれを継続していくことが重要であることから「生活習慣の改善と予防」を柱とした保健指導や相談体制の充実を図りました。

●地域医療の充実

救急医療に対応できる365日の診療体制を確保できるよう、登別・室蘭市内又は西胆振医療圏の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を維持してきました。

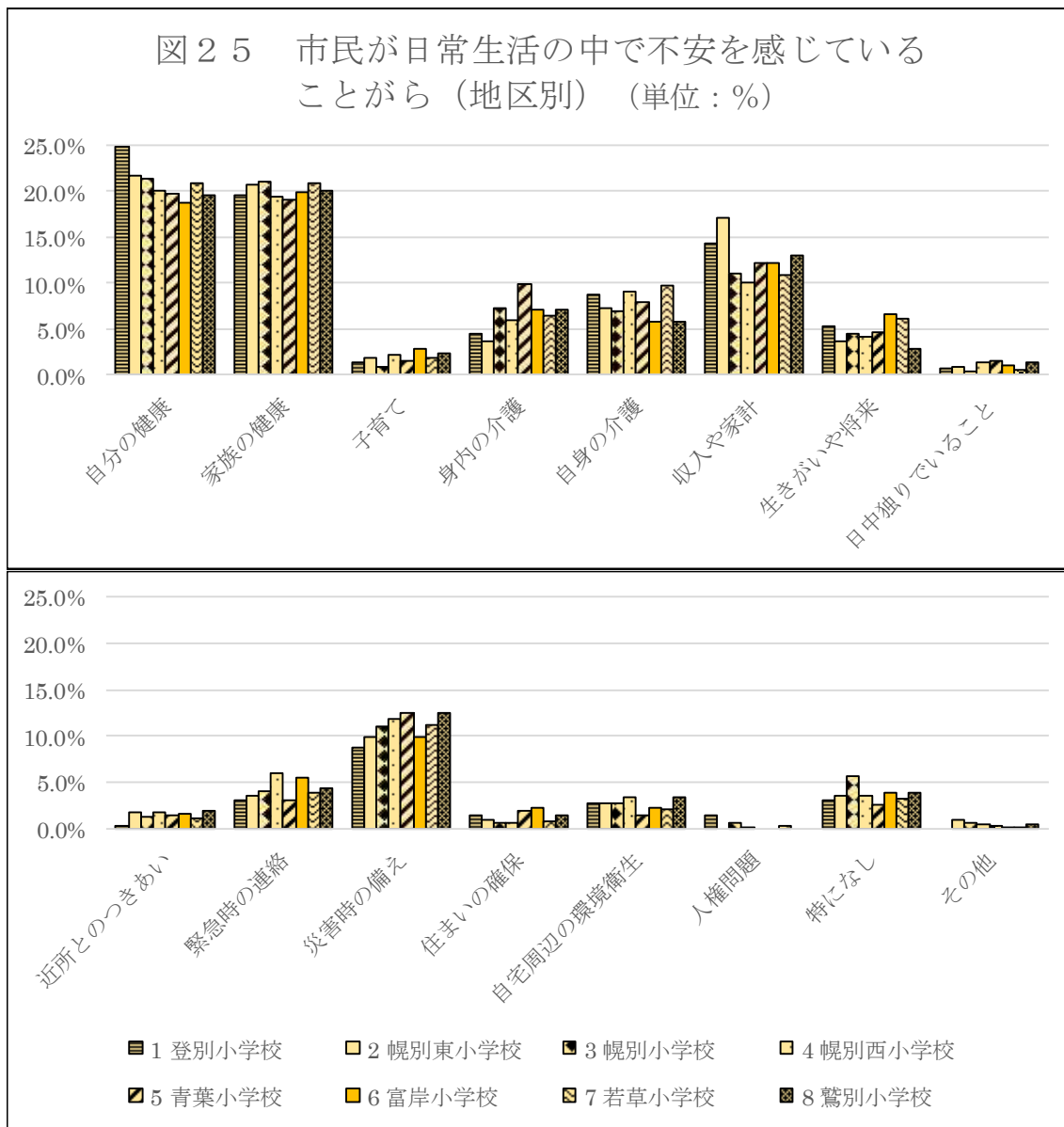
■ 3-2 アンケートの結果

「日常生活の中でどのようなことに不安を感じていますか」という問いに対しては第2期計画策定時に続き「自分の健康のこと」と「家族の健康のこと」が最も多く、またその割合が上がっており、健康への関心の高まりがうかがえます。

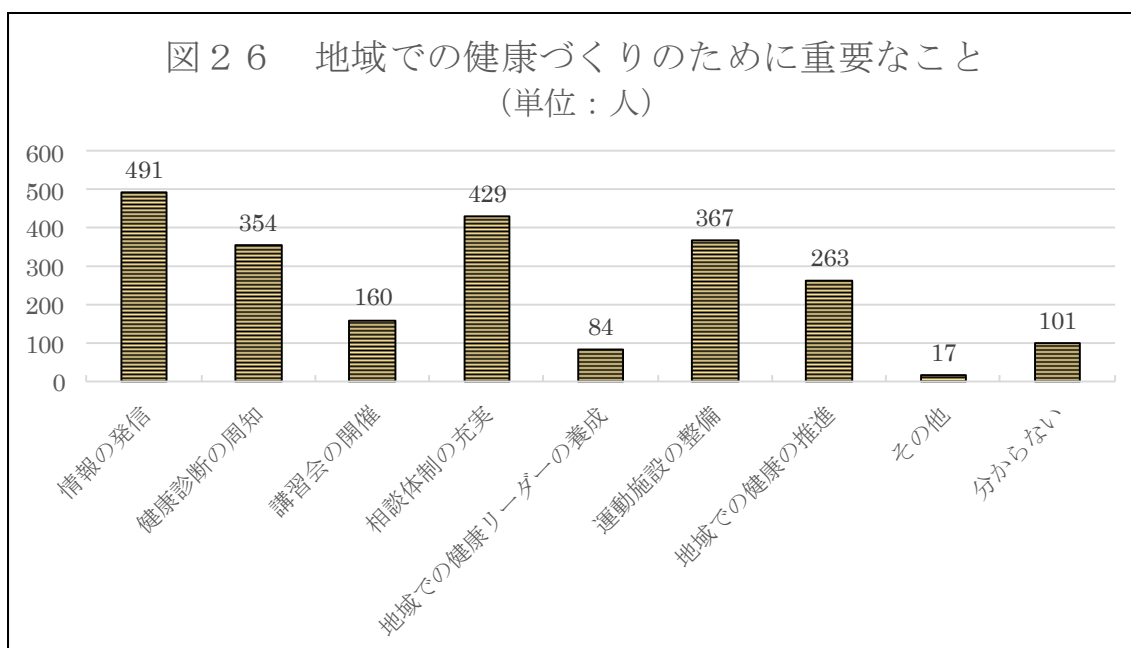


市民が日常生活の中で不安を感じていることがらを地区別に見ると、「自分の健康のこと」は登別小学校区で、「収入や家計のこと」は幌別東小学校区で比較的多くの方が懸念している一方、「身内の介護のこと」は幌別東小学校区で、「災害時の備えのこと」は登別小学校区で比較的懸念する人が少ないなどの傾向が見られました。

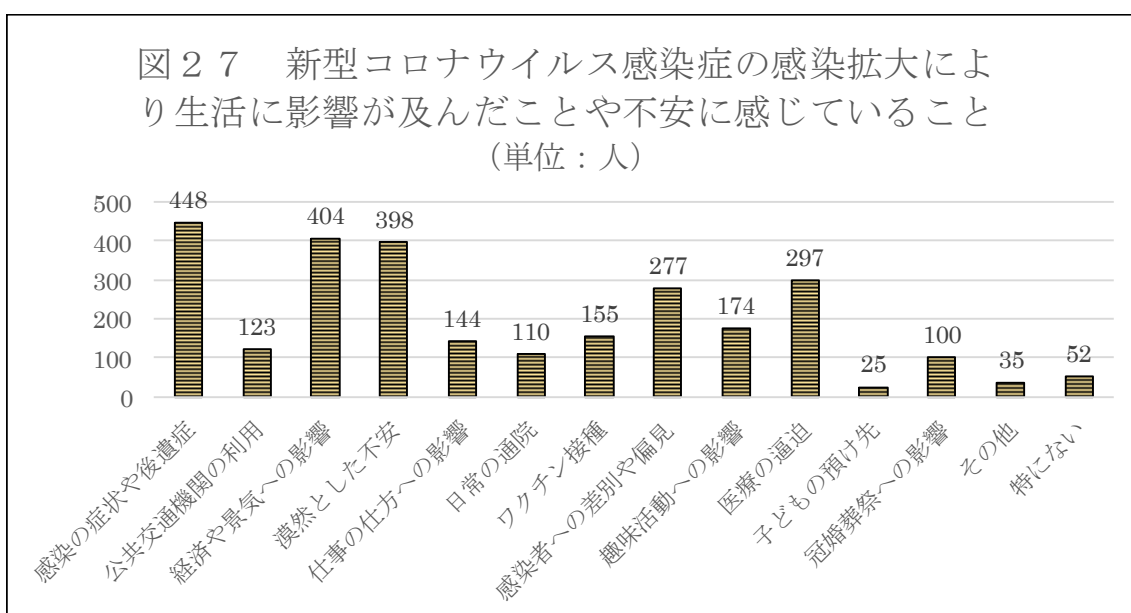
図 2 5 市民が日常生活の中で不安を感じていることがら（地区別）（単位：％）



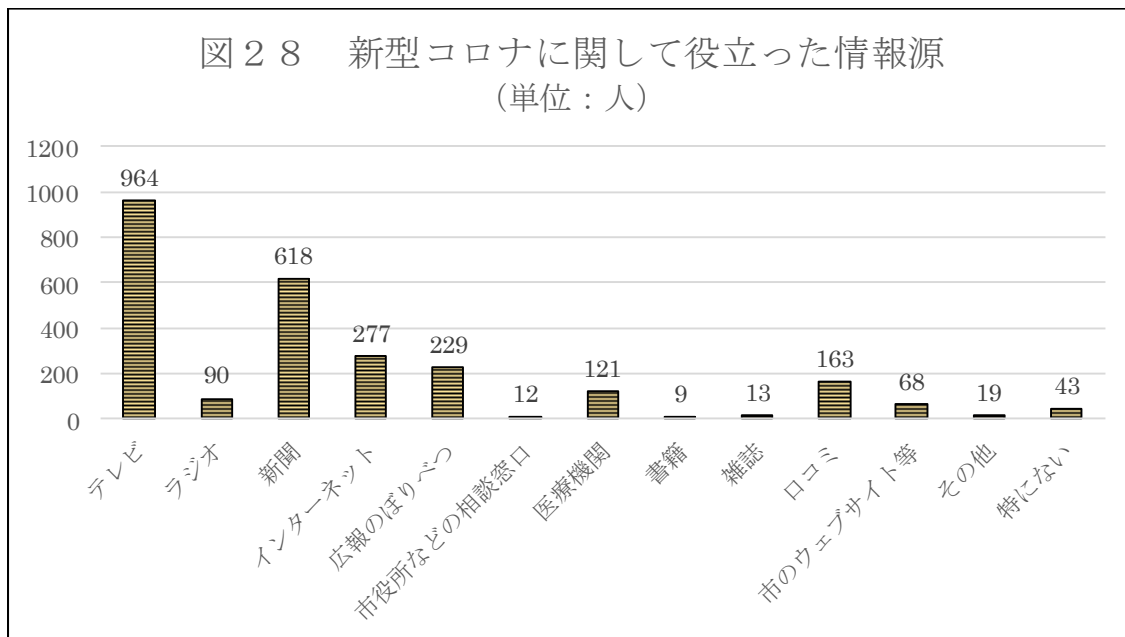
「地域で健康づくりを進めていくために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対し、「健康づくりや健康に関する情報を発信すること」と「こころや体の健康について、気軽に相談できる相談体制の充実」が高い割合を占めました。



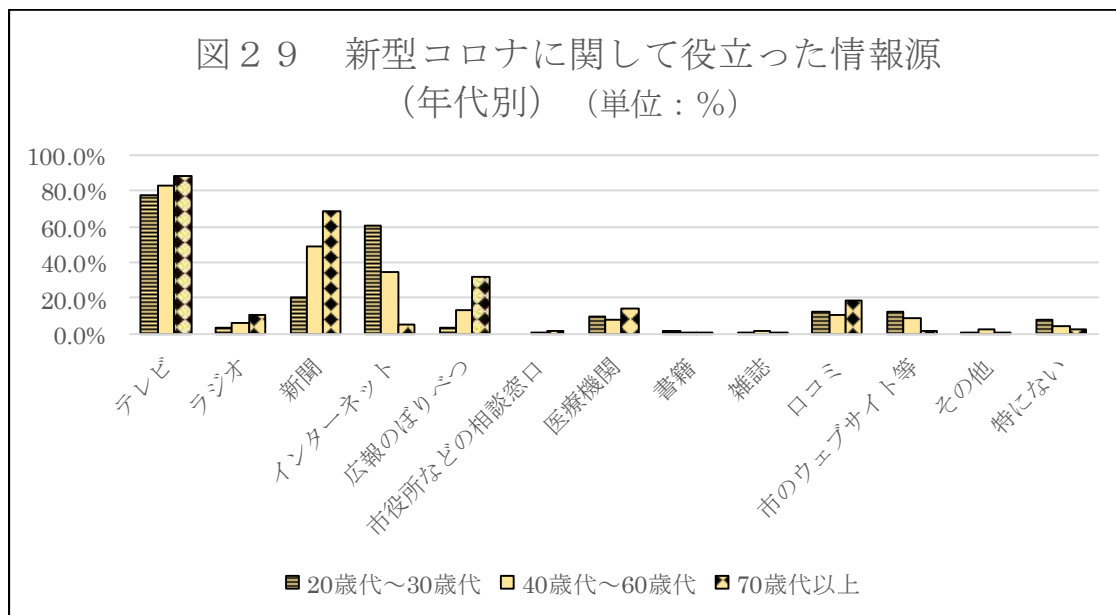
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりあなたの生活に影響が及んだことや不安に感じていることはありますか」という問いに対しては、「感染による症状や後遺症」、「経済や景気への影響」、「漠然とした不安が続くこと」に不安を感じる方が多く、健康のみならず気持ちや経済など多様な影響を心配する方が多いことが分かります。



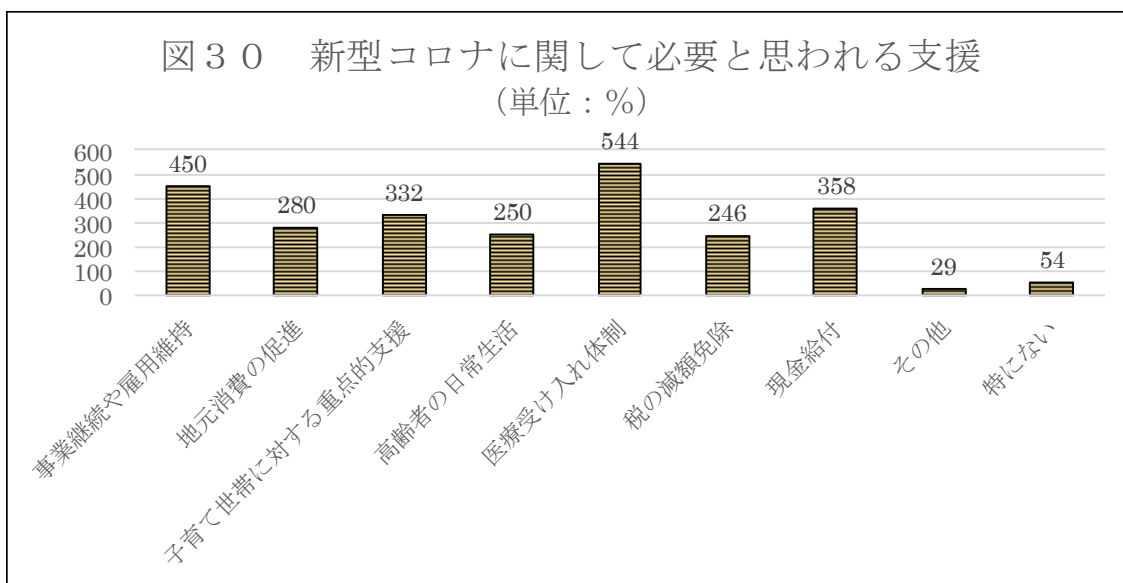
「新型コロナウイルス感染症関連で役立った情報源はありますか」との問いに対して、多くの方が「テレビ」や「新聞」が役立ったとしており、特に有効な情報源と見なしているという結果になりました。



年代別では、若い世代は他の世代に比べて新聞を利用する方が少ない一方でインターネットを使って情報収集する割合が高く、高齢の世代ではインターネットを使うことは少なく、他の世代に比べて新聞・広報のぼりべつ・口コミを重視する傾向が見られました。



「新型コロナウイルス感染症蔓延の長期化を見据えて、今後必要と思われる支援対策等がありますか」という質問では、「検査機関や医療機関の受け入れ体制の整備対策」が最も多いものの、多様な支援が求められている現状が明らかとなりました。



■ 3-3 課題

市民一人ひとりが健康であるために、健康診査の周知や気軽に健康づくりに取り組める環境づくりなどを通じて、健康に関心を向けるだけでなく、実際に行動を起こすことができるように取り組む必要があります。

また、心身の健康について悩みを抱える人が、気軽に相談することで悩みの解決や軽減につながるよう、地域の関係機関や関係団体と連携して、適切な相談窓口につなげる体制の充実を図る必要があります。特に自殺対策については、市民向けに研修を行うことで、自殺予防に対する問題認識や知識を深め、地域で自殺対策を支えられる仕組みづくりが必要です。

さらに、感染症対策に当たっては、年代ごとに情報を得るための手段が一樣ではないことに留意し、世代間等の情報格差が生じないよう複数の手段を組み合わせて情報発信を行うとともに、市民のニーズを把握して各関係部署が連携し、支援に当たる必要があります。

4 やさしさに満ちたまちづくり

<目標の考え方>

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような社会を目標としています。

■ 4-1 これまでの取組成果

市では、「登別市障がい者福祉計画」、「登別市障がい福祉計画」及び「登別市障がい児福祉計画」の3つの計画を「登別市障がい者支援計画」として一体的に策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●障がい者（児）への理解

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」を推進しました。

町内会等や小学校等と連携を図り、「ちょっとした手助け」をする応援者（あいサポーター）を養成する「あいサポーター研修」を行いました。

また、障がい者虐待について理解を深められるように「広報のぼりべつ」などを通じて周知啓発を行いました。

●障がい者（児）の自立支援

障がいのある人やその家族からの各種相談に応じて、障がい福祉サービスの利用などの適切な支援につなげ、相談者が希望する生活を営むことができるよう、相談支援事業所（基幹相談支援センターen、児童デイサービスセンターのぞみ園）における相談支援体制を充実させました。意思疎通支援の一環として、手話通訳専門員を配置して、聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援しました。

基幹相談支援センターenにおいては、障がい福祉サービスの利用、社会参加、就労などの幅広い分野で相談支援を行いました。就労及び職業的自立の促進については、胆振日高障がい者就業・生活支援センターと連携して就労に関する相談窓口を定期的に開設し、就労に関する支援を行うとともに、障がい者就労に関しての啓発及び理解の促進に取り組みました。

児童デイサービスセンターのぞみ園においては、子どもの発達や困りごとなどの内容に応じて、心理、運動、言語などに関する相談支援を行いました。

●障がい者（児）の社会参加の促進

障がいのある人の社会活動を充実させるため、創作的活動（書道・絵手紙等）や軽スポーツ（卓球やフライングディスク等）などを行うことができる

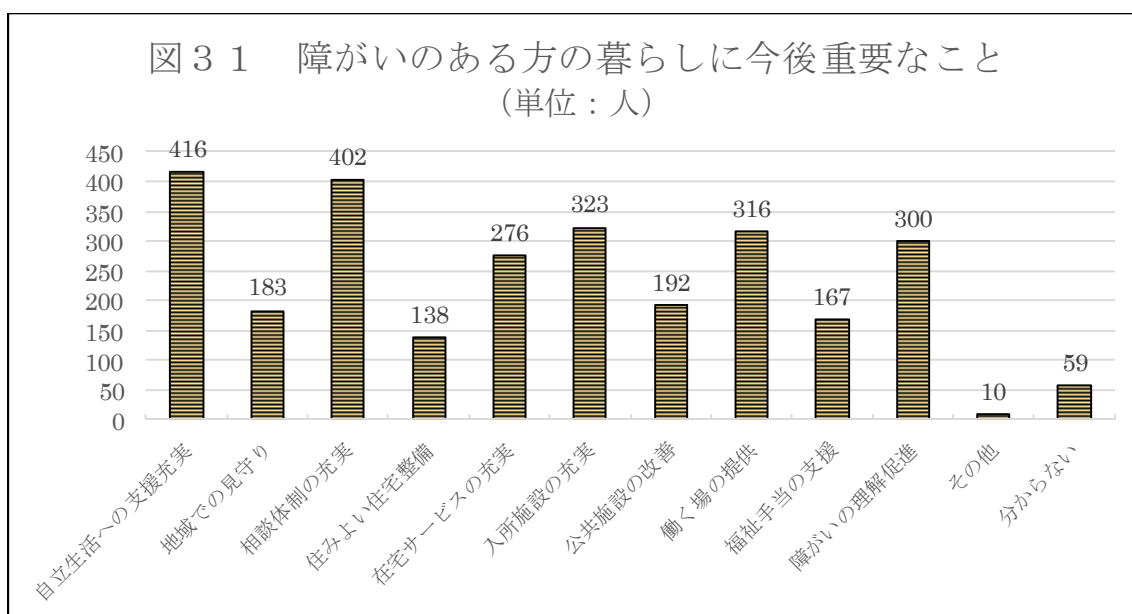
地域活動支援センターを運営しました。

また、一定の要件を満たす障がいのある人に対して、運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部を助成しました。

■ 4-2 アンケートの結果

「障がいのある人たちが住みよいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対して、「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」、「困ったときの相談体制の充実」という回答が多い結果となりました。

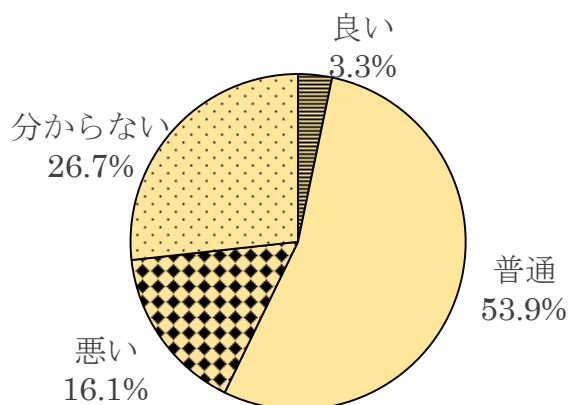
「職業訓練や働く場の提供」が最も多かった第2期計画策定時に比べ、生活の充実が重視される傾向が見られます。



「登別市の『障がいのある人が安心して暮らせる環境』について、どのように感じていますか」という問いに対して、「良い方だと思う」と答えた方は3.3%しかおらず、「普通だと思う」が約53.9%という結果となりました。

また、「分からない」という回答が26.7%にもものぼることから、障がいのある方の生活環境が十分に理解されていない現状が明らかになりました。

図3-2 障がいのある方の生活環境について
(単位：人、%)



■ 4-3 課題

個性や価値観を尊重し、支え合う地域社会を推進するため、障がいのある方がどのような考えを持っているのか、どのようなことに困っているのかを理解しようという意識づくりが必要です。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、職業訓練や働く場の整備を行い、自立した生活を送ることができるように環境を整備することが必要です。

障がいのある家族がいる家庭では、支え手が亡くなった場合のいわゆる「親亡き後の問題」が大きな課題となっています。障がいのある方を支える場合、障がいの程度や種別によって専門的な知識や経験が必要となる場合があります。また、入所できる施設の数や種類、入所者数にも限りがあり、入所を希望する方すべてを受け入れる環境にはありません。まちの障がいのある方の状況を広く示し、事業者の受け入れ体制整備への取組を促すとともに、障がいのある家族においても広く支援者の輪を広げ、自らまたは関係機関との連携を図りながら、課題解決への道を探ることが必要です。

また、災害時においては、障がいの程度や種別など、多様な障がい等に対応する必要があることから、平時から福祉施設等との協議を進め、福祉避難所の整備を進める必要があります。

5 安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり

<目標の考え方>

安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して、子育てする人の不安と負担を解消することを目標としています。

■ 5-1 これまでの取組成果

市では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針として「登別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

● 子育ての不安と負担の軽減

子育て支援センターを中心に、子育てひろば、子育て相談など、地域のさまざまな機会を通じて子育て家庭への支援に努め、地域では子育てサロン活動やファミリーサポートセンター事業(※13)などの取組が行われました。令和2年には、子育て世代包括支援センター(※14)を設置し、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図りました。

また、女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランス(※15)の具体的な取組方法等の普及・啓発を行いました。

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校のそれぞれで世代間交流を促進する事業を実施し、ふれあいの機会づくりに取り組みました。

● 児童虐待の防止

こども相談室を中心に関係機関と連携し、要保護児童や虐待が危惧される

※13 ファミリーサポートセンター事業

子育て支援の輪を広げ、地域ぐるみで子育てを支援することを目的とする育児の相互援助事業。子育て支援を受けたい方と子育てを応援したい方を会員とする。

※14 子育て世代包括支援センター

妊娠期から就学前までの子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための機関。妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に対し、関係機関と連携しながら子育て世代に必要な支援や情報を提供する。

※15 ワーク・ライフ・バランス

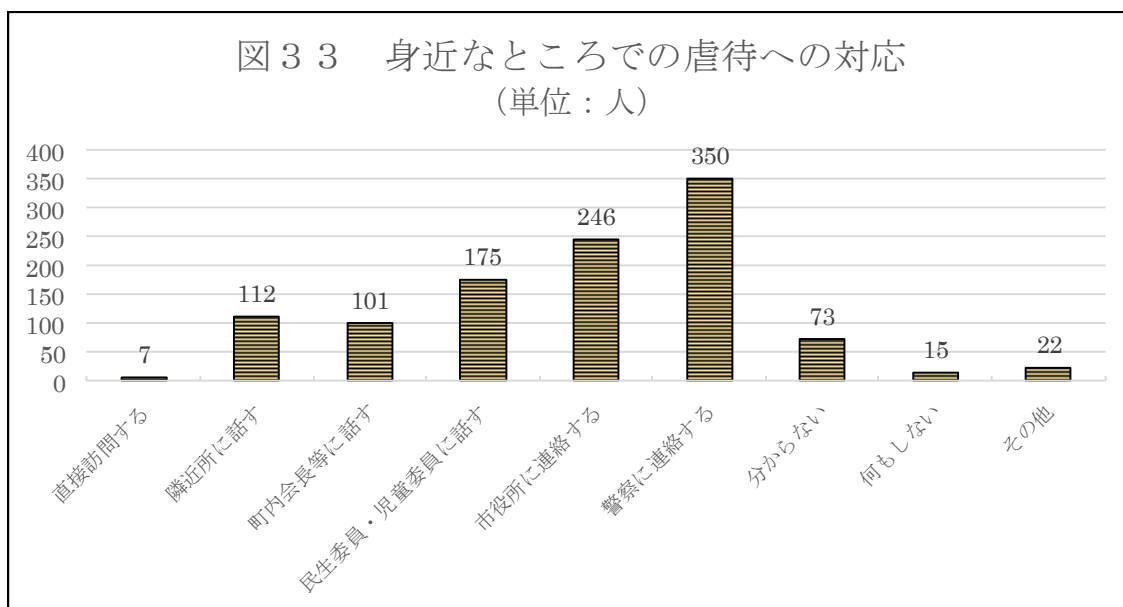
「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

家庭の把握と適切な支援に努めたほか、令和3年には、子ども家庭総合支援拠点を整備し、支援体制の充実を図りました。また、児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体等への「児童虐待防止マニュアル」の配布やセミナーの開催等により、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めました。

■ 5-2 アンケートの結果

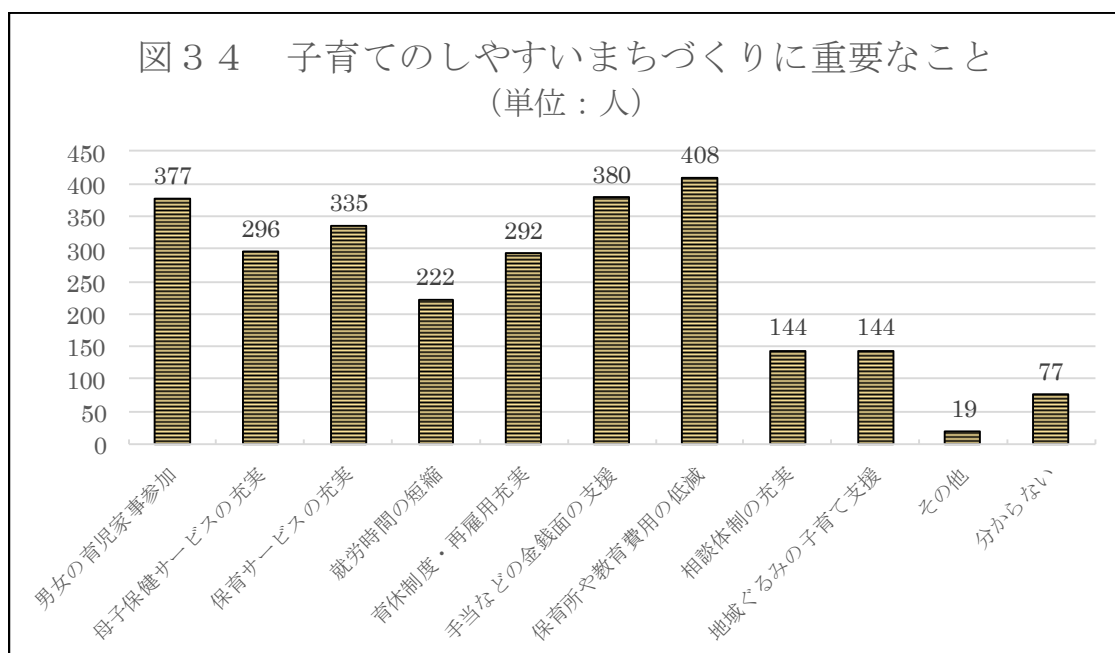
「もし隣近所で、虐待が発生していると思われたら、真っ先にどのような対応をとると思いますか」という問いに対して、「警察に連絡する」「市役所に連絡する」という回答が多く見られました。

「隣近所の人に話す」や「町内会等の会長に話す」という回答も一定数見られ、虐待への対応が地域の問題として考えられていることが伺えます。



「子どもたちやその家族が子育てのしやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対し、「保育所や教育にかかる費用が少なくて済むこと」「児童手当や子ども医療費助成などの金銭面の支援」という回答が多く、経済的な支援が重要視されている傾向が見られました。

また、「男女ともに育児・家事に参加すること」「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」を重要と考える回答が第2期計画策定時よりも増加し、経済的支援の必要性と同等に男女共同参画の考え方が浸透していることが窺えます。



■ 5-3 課題

子育て世代の経済的負担を軽減するために、手当の支給や利用者負担の軽減などの各種経済的支援を継続していくことが必要です。

また、虐待を発見したときの対応方法などについて周知を行うことで、地域全体が関心を持ち、見守りを行うことができる機能を充実させることが必要です。虐待については、まだ通報することに抵抗のある方が多いものと考えられ、具体的な事例とその結果を示すなど、関係機関や地域の方とともに通報のしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

子育て支援の環境は時代とともに大きく変わってきました。過去には隣近所で子どもを預かるなど地域で子育てに協力する環境がありましたが、現代社会においてはその機能が弱まってきている一方、ファミリーサポートセンターなどの取組が充実してきており、関係機関の協力を得て、まちぐるみで子育てを支えています。今後も地域に合った取組を進めていく必要があります。

6 男女が共に参画するまちづくり

<目標の考え方>

男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現することを目標としています。

■ 6-1 これまでの取組成果

市では、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、対等な関係でそれぞれが責任を担い活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し「登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21）」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●男女の人権が尊重される社会の実現

「登別市男女共同参画基本計画」に基づく男女共同参画への理解を深めるため、登別市男女共同参画社会づくり推進会議と協働事業を実施し、男女共同参画フォーラムの開催支援や情報紙「アンダンテ」の発行など、啓発活動や学習機会の充実を図り、男女共同参画社会の実現を目指す取組を推進しました。

平成30年度は、登別市男女共同参画社会づくり推進会議や西いぶり人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の協力のもと「登別市人権啓発講演会」を開催し、多数の参加者を招き啓発活動に取り組みました。

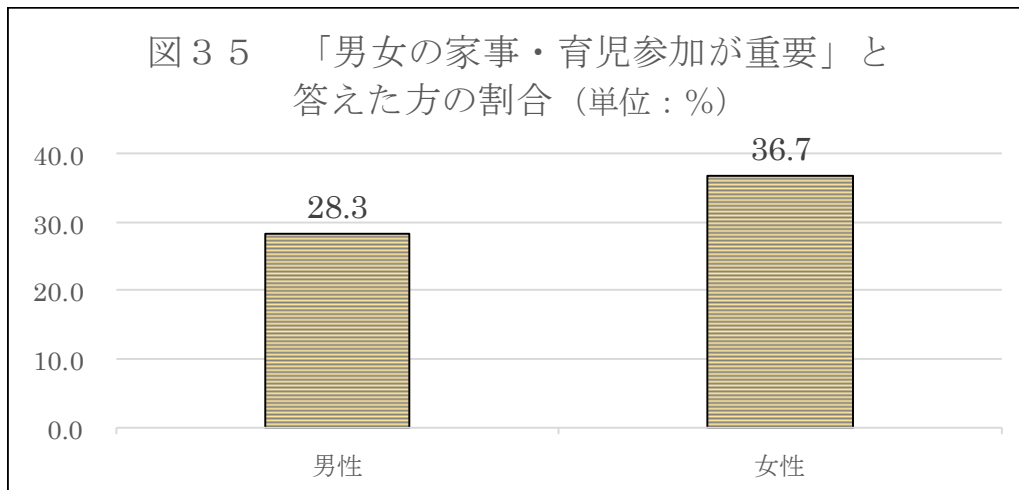
●男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

また、広報紙・市公式ウェブサイトによる情報提供や男女共同参画情報コーナーの充実を図るなど、多様な視点から広報・啓発活動を行ったほか、関係機関との連携による女性の登用に向けた企業等への情報提供を行うとともに、仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンターの活用を推進しました。

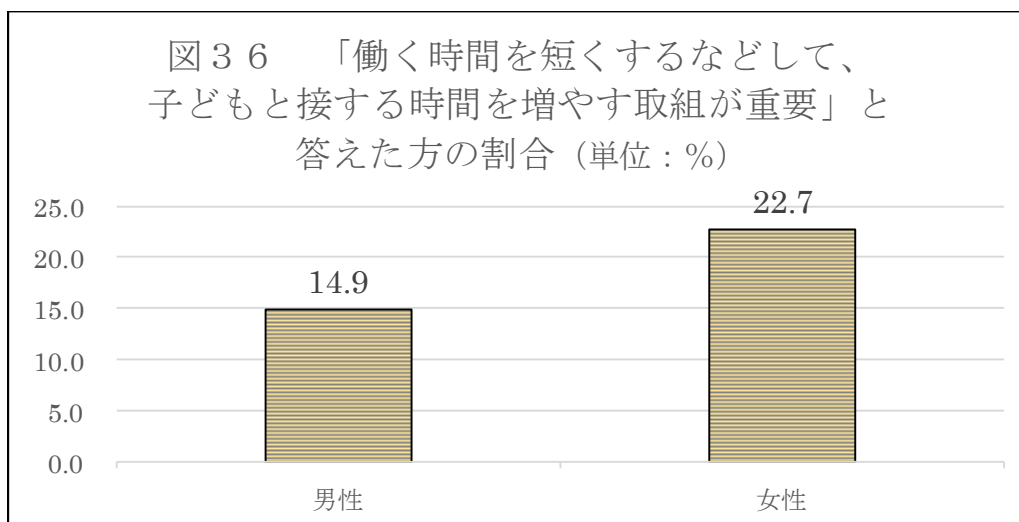
また、関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を受けている被害者に対応する相談や支援体制の充実を図りました。

■ 6-2 アンケートの結果

「子どもたちやその家族が子育てのしやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対し、「男女ともに育児・家事に参加すること」と答えた方の割合は、女性の方が多く、男女間の意識の差が見られます。



また、「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」が重要だと答えた方の割合についても、女性の方が高くなっています。



すべての世代で第2期計画策定時よりも「男女ともに育児・家事に参加すること」「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」を重要視する方が増えており、男女共同参画への意識が高まっていると言えます。

また、20歳代での同回答の回答率が最も高く、若い世代が特に男女共同参画を重視している傾向が見られます。

図37 「男女ともに育児・家事参加が重要」と答えた方の割合（単位：％）

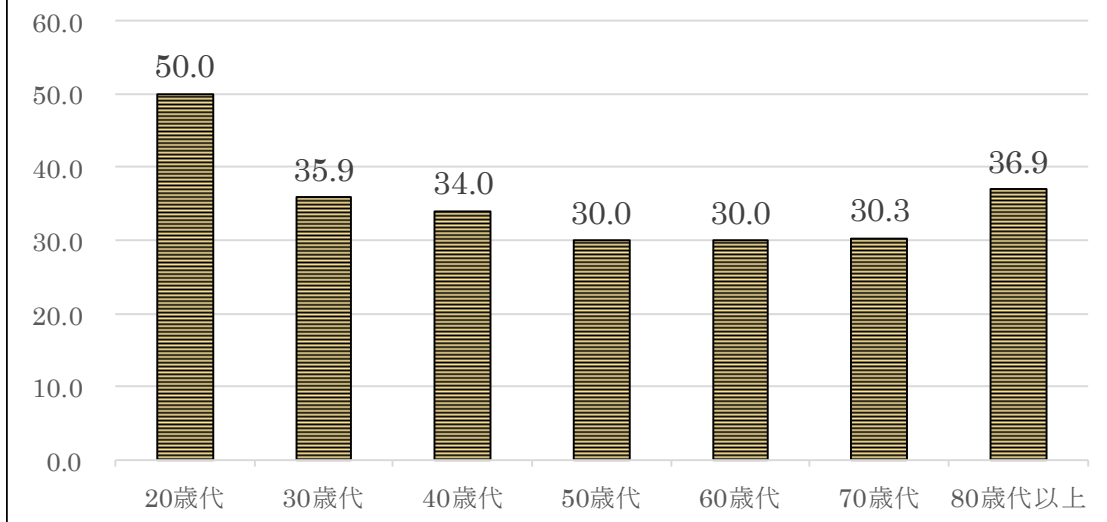
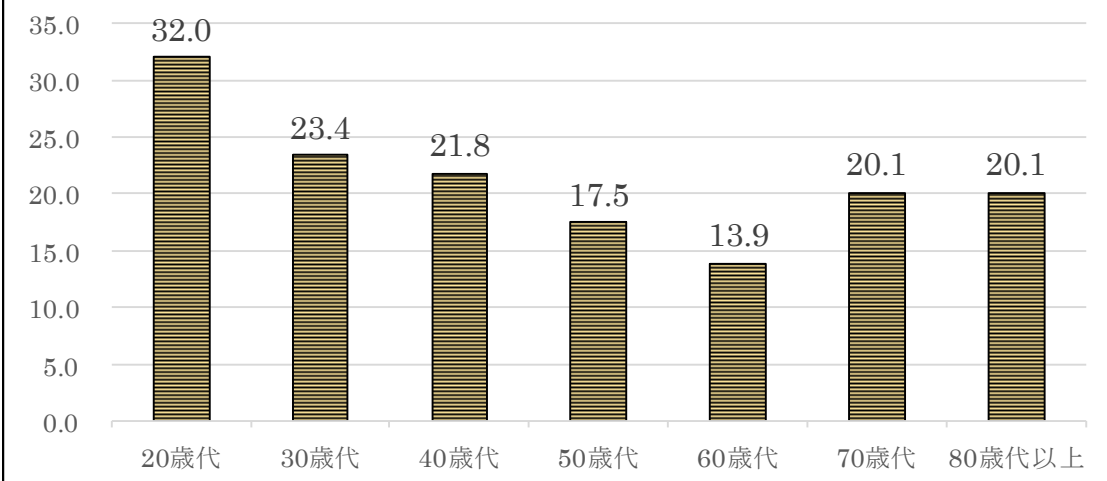


図38 「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組が重要」と答えた方の割合（単位：％）



■ 6-3 課題

男女共同参画の意識をさらに浸透させるために、一人ひとりの意識啓発に加え、地域や社会の環境整備に取り組んでいく必要があります。特にアンケートの結果からは、「男女ともに育児・家事に参加すること」「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」を重要と答えた方の比率が20歳代をピークとして減少する傾向が見られたことから、社会全体に存在する男女の固定的な役割分担意識の解消、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、広く男女共同参画への理解が深まるよう、今後も引き続き啓発を行う必要があります。

さらに、LGBT（性的少数者（セクシュアルマイノリティ））（※16）について、正しい認識と理解を広めることが必要です。

また、配偶者やパートナーからの人権侵害について、気軽に相談できる窓口や、地域での信頼関係を強化し、一人で悩みを抱え込まないような体制の整備に取り組むことが必要です。

※16 LGBT（性的少数者（セクシュアルマイノリティ））

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったものであり、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を広く表す言葉の一つでもある。また、末尾に自身の性別や性的指向を特定できないと考えるQ（＝クエスチョニング）など、様々な頭文字が加えられ、「LGBTQ」「LGBTQ+」と表現されることもある。

7 安全で安心して暮らせるまちづくり

<目標の考え方>

防災体制の整備促進や防犯力の向上、生活基盤の弱い立場にある方への生活安定と経済的自立の促進を図ることで、住みやすい地域社会の実現を目指すことを目標としています。

■ 7-1 これまでの取組成果

市では、災害による被害を未然に防ぐため、防災マップの作成や「登別市地域防災計画」の改正に取り組んだほか、具体的な犯罪発生情報を提供し、一人ひとりの防犯意識の啓発に取り組みました。

● 自立した暮らしへの支援

「生活保護法」による生活扶助や「生活困窮者自立支援法（※17）」による、生活困窮者への自立相談支援や住宅確保のための給付金支援などを実施しました。また、経済的自立が期待でき、就労意欲がある被保護者に対しては、求職活動を支援し、就労による生活保護からの自立を図りました。

● 総合防災体制の整備

2年に1度、地域住民及び防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施しました。令和元年度には鷺別小学校を会場として実施し、約1,500人の地域の方が参加するなど、多くの方に防災に対する心構えなどの普及啓発に努めました。また、令和2年度には、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の強化として、パーティションや簡易ベッド、衛生資材等を購入するとともに、職員に対する訓練を行い、防災体制の充実を図りました。

● 地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備

消費者被害に遭いやすい高齢者などへの見守り体制や消費者被害の「早期発見」「未然防止」「拡大防止」を図るため、平成28年度に「登別市消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。ネットワークは地域包括支援センターを中心に幅広い機関で構成され、地域全体で、特に配慮が必要な高齢者を悪質商法等の被害から守ることを目指しています。

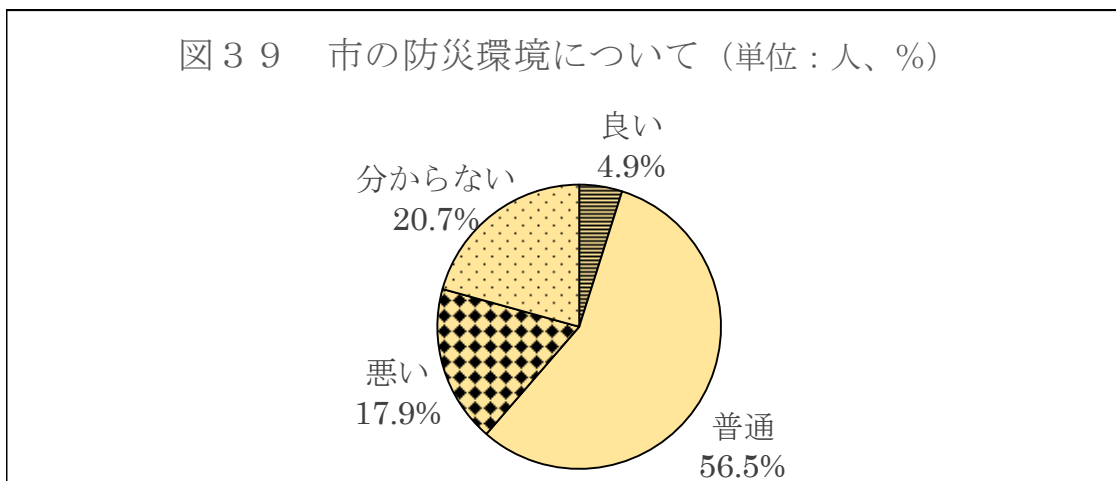
※17 生活困窮者自立支援法

平成27年4月から施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。

■ 7-2 アンケートの結果

「登別市の『防災体制が整っている環境』について、どのように感じていますか」という問いに対して、「普通だと思う」と回答した方が多く見られました。

東日本大震災以降、防災意識が高まってきている中、「悪い方だと思う」「分からない」と回答した方も38.6%いることや、登別市は海岸沿いの民家も多数あり、津波の危険性が高い地形であることなどから、今後も防災についての啓発等を行っていく必要があります。



■ 7-3 課題

生活困窮者の生活安定と経済的自立の促進を図るため、これまで生活困窮者自立支援制度の周知を進めてきましたが、潜在的な生活困窮者を支援に繋げるためには、アウトリーチの取組を強化する必要があります。今後、支援体制をより充実させるためには、定期的に民生委員等へ地域における生活困窮者に関する情報提供の呼びかけ等を行い、生活困窮者を早期に把握し、自立した生活を確保するための支援を実施するとともに、生活に困窮する方の個々の課題を見極め、適切な支援につなげることができるよう、社協などの関係機関や庁内の他部署とより密に連携をとりながら、包括的な支援を実施する必要があります。

また、緊急時の対応体制について市民全体が理解し、意識しておくためにも、災害に備えた心構えや災害に関する情報の収集方法などについて啓発を行うことが必要です。

犯罪の被害に遭うことなく安心して暮らせるまちづくりを推進するため、町内会等と協力して防犯灯を設置する取組を継続し、地域で犯罪を防止する意識を醸成していくほか、巧妙化する手口によって拡大する消費者を狙った犯罪については、警察署や登別消費者協会をはじめとする関係機関との連携を深めながら、相談支援体制の強化や市民への啓発を行っていく必要があります。

ます。

さらに、再犯防止のため、法務省関係機関・北海道・保護司等関係者との情報共有や連携強化を図り、犯罪をした人に対する相談支援の体制を整えるとともに、周囲の方の理解を深める啓発を行うことでその更生や社会復帰を支援することが必要です。